

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 16 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第18報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）」を送付し、本事務連絡の発出日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に

- ・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携
- ・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供
- ・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備が必要になること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

（答）

介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能である。

なお、本取扱いによる加算を令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分に算定する者については、

- ・ 令和3年2月サービス提供分及び令和3年3月サービス提供分については月遅れ請求とし、令和3年5月審査以降に、請求明細書を提出する。

又は

- ・ 令和3年2月サービス提供分（令和3年3月サービス提供分）を3月（4月）に請求するに当たり、本取扱いによる加算の請求は行わず、他の加算や基本報酬に係る請求のみを行い、5月審査以降に、保険者に対して過誤調整の申し立てを行い、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出する。

等の取り扱いを行うこと。このような請求の取扱いを含め、本加算の算定について、利用者から事前の同意を得る必要があること。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）」（令和2年12月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）でお示ししたとおり、自治体の要請等に基づき退院患者を受け入れた場合は、例えば、定員超過減算を適用しない、また指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準について、当面の間、受け入れた入所（居）者を除いて算出することができる等の柔軟な取扱いが可能であるが、本加算の算定対象となる者についても同様の取扱いが可能であること。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）抄

※下線が変更部分

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。

(略)

- さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保すること。
- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること。
- また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。
- 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受け入れを促進すること。

介護保険施設における退院患者の受入促進に向けた取組について

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）において「退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること」とされたことも踏まえ、臨時的な措置として、介護報酬における特例的な評価を行う。

取組の詳細

概要	<p>○ 介護保険施設で、自施設から入院した者以外であって、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした者を受け入れた場合について、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備等の手間について、特例的な評価を行う。 <p>※ 自施設から入院した退院患者を受け入れた場合は対象としない。</p>
単位数	<p>○ 退所前連携加算（500単位）について、30日間特例的に算定を認める。</p>
対象サービス	<p>○ 介護保険施設（特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設）</p> <p>※ 通常より丁寧な健康観察等が求められることから、配置基準上医師の配置が求められるサービスを対象</p>
実施時期	<p>○ 事務連絡発出日のサービス提供分から開始</p>
留意事項	<p>○ 入所時の説明の際に、本加算の算定についても同意を得る。</p>

(参考)退院基準の周知及び退院患者の適切な受け入れ促進

- 介護施設について以下の対応を行い、退院患者の受け入れ促進を図る。
 - 退院基準をわかりやすく示すとともに、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れを再周知。
 - 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いについて周知。
 - 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ**暫定ケアプラン**の活用が可能であることの再周知。

退院基準を分かりやすく周知

退院基準

<症状があった場合>

- 以下の2項目を満たすこと
 - ・ **発症日又は検体採取日から10日間経過**
 - ・ **症状軽快後72時間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

<無症状であった場合>

- 以下の項目を満たすこと
 - ・ **検体採取日から10日間経過**
- ⇒ **検査不要で退院可能**

※有症状者と無症状病原体保有者の退院基準を1種類ずつ記載
 (参考) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第4版

→退院基準及び同基準を満たし退院した患者は感染性が極めて低いことについてわかりやすく示す

介護施設等への受入促進

定員超過・施設基準・人員基準等の柔軟な取り扱い

- 感染流行時に、自治体の要請等に基づき、コロナ受入医療機関からの退院患者を入所させる場合、
 - ・ **定員超過減算を適用しない、**
 - ・ **当該入所者は施設基準等の算出根拠としない等**
- の柔軟な取扱いを行う。

<イメージ>



暫定ケアプラン (みなし認定) を活用した入所等

- 要介護認定を受けていない患者の受け入れ促進のため、**要介護認定申請中であっても、暫定ケアプランを活用した場合、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能。**

<イメージ>

